

日本分析化学会中部支部内規

(総 則)

- 第 1 条 日本分析化学会中部支部（以下本支部という）に関する規程については、日本分析化学会（以下本会という）定款および細則に定めるもののほかこの内規の定めるところによる。
- 第 2 条 本支部は、愛知，岐阜，三重，静岡，長野，富山，石川および福井の 8 県に在住する日本分析化学会会員をもって組織する。

(事 業)

- 第 3 条 本支部は、本会の目的を達成するために、つぎの事業を行なう。
1. 講演会，講習会，見学会およびセミナーなどの開催
 2. 関連学協会との連絡および協力
 3. その他

(役 員)

- 第 4 条 本支部にはつぎの役員をおく。
支部長 1 名，次期支部長 1 名，副支部長 2 名，顧問 若干名，
参与 若干名，監事 2 名，幹事 若干名
- 第 5 条 支部長は幹事のうちから常任幹事若干名を委嘱する。
常任幹事中 2 名は庶務を、2 名は会計を担当する。
- 第 6 条 役員任期は、3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。
ただし、再任を妨げない。
2. 役員を辞任しようとするときは、役員総会の同意を得なければならない。
 3. 役員に欠員が生じたときは、支部長は役員総会の同意を得て補充することができる。補充した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第 7 条 役員はそれぞれ本会細則第 47 条に定められた会務を掌理する。

(役員会)

- 第 8 条 役員会は、役員総会および常任幹事会とする。
2. 支部長は、必要に応じ役員会を召集し、その議長となる。
 3. 役員会は、役員 1/2 以上の出席をもって成立する。ただし、書面をもって委任した者は、出席とみなす。
- 第 9 条 役員総会は、全役員をもって組織し、年 1 回以上開かなければならない。

- 第 10 条 役員総会は、下記の事項を審議する。
1. 役員候補者の選出に関する事項
 2. 支部事業の計画実施に関する事項
 3. 支部の予算および収支決算に関する事項
 4. 支部内規の改正に関する事項
 5. 支部に属する資産の処分と管理に関する事項
 6. その他、支部の運営に関する重要事項
- 第 11 条 常任幹事会は、支部長，次期支部長，副支部長および常任幹事をもって組織し、支部運営の常務にあたる。
- 第 12 条 役員は、常任幹事会に対し、支部運営について随時意見を述べることができる。
- 第 13 条 常任幹事会は、緊急を要する事項に関し役員総会を代行することができる。ただしその場合に常任幹事会において決定した事項は、役員総会に報告し、その承認を得なければならない。

(事業計画，収支予算)

- 第 14 条 本支部の事業計画およびこれにともなう収支予算は、支部長が編成し、役員総会の議決を経なければならない。
- 事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。
2. 支部の経費は、本部からの支部費およびその他の収入金をもってこれにあてる。

(寄 付)

- 第 15 条 本支部が支部事業達成のために寄付金品を受領する場合は、役員総会の議決を経なければならない。

(雑 則)

- 第 16 条 この内規の運営に関し必要な細則は、役員総会の議決を経て、別に定める。

- 附 則 この内規は、昭和 45 年 2 月 19 日から施行する。
- 昭和 60 年 10 月 25 日に一部改正
- 平成 3 年 1 月 24 日に一部改正
- 平成 10 年 1 月 23 日に一部改正
- 平成 12 年 1 月 21 日に一部改正
- 平成 30 年 1 月 19 日に一部改正